

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1771号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分			別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)	(略)	1 級地	(略)	(略)	1 級地
糸魚川市	根知小学校		糸魚川市	<u>上早川小学校</u> 根知小学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
佐渡市	<u>相川学校給食センター</u>		佐渡市	<u>畑野学校給食センター</u>	
魚沼市	(略)		魚沼市	(略)	
	<u>入広瀬学校給食センター</u>			<u>入広瀬小中学校給食共 同調理場</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
佐渡市	(略)	2 級地	佐渡市	(略)	2 級地
	南佐渡中学校			南佐渡中学校	
(略)	<u>南佐渡学校給食センター</u>		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)			(略)		
別表第2（第2条関係） 準へき地学校			別表第2（第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
長岡市	渋海小学校		長岡市	渋海小学校	
柏崎市	<u>第五中学校</u>		(略)	(略)	
(略)	(略)		十日町市	鑑島小学校	
十日町市	<u>松代小学校</u>			貝野小学校	
	鑑島小学校			<u>松代中学校</u>	
	貝野小学校			<u>松代学校給食センター</u>	
	<u>松代中学校</u>		村上市	(略)	
	<u>松代学校給食センター</u>			山北中学校	
村上市	(略)		(略)	(略)	
	山北中学校			山北中学校	
(略)	<u>山北学校給食共同調理場</u>		(略)	(略)	
(略)	(略)				
別表第3（第3条関係） 特別地学校			別表第3（第3条関係） 特別地学校		

所在地	学 校	所在地	学 校
長岡市	(略)	長岡市	(略)
	下小国小学校		下小国小学校
<u>小千谷市</u>	<u>総合支援学校</u>		
十日町市	馬場小学校	十日町市	<u>松代小学校</u>
	(略)		馬場小学校
	中里中学校		(略)
(略)	(略)		中里中学校
			<u>松代中学校</u>
		(略)	(略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。